(四)　学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となることを規定している。（第一六条関係）

4　特別規定（第四章関係）

(一)　第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約者の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している。（第一七条関係）

(二)　一方の締約者による他方の締約者の国民又は居住者に対する不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止について規定している。（第一八条関係）

5　最終規定（第五章関係）

この協定中の章及び見出し並びにこの協定の効力発生及び終了について規定している。（第一九条～第二一条関係）

6　議定書

この協定の不可分の一部を成すものとして、この協定の一部の規定についてその意味を明確にしている。

条約

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年七月五日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第四号

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によって正当に授権されたバミューダ政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

1　一般的定義

この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「バミューダ」とは、バミューダ諸島をいう。

(c)　「締約者」とは、文脈により、日本国又はバミューダをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　(i)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii)　バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての権利能力を有する者、組合、法人、信託、財団又は団体

注釈　この(f)(ii)の規定の適用上、「権利能力を有する者」とは、バミューダの国民である個人をいうものとする。

(g)　「権限のある当局」とは、日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、バミューダについては財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(h)　「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(i)　「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(j)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(k)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

(l)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に購入され、又は販売される場合に限る。

(m)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(n)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　バミューダ証券取引所

(iii)　両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

2　一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章　情報の交換

第二条　目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。

第三条　管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条　対象となる租税

1　この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　日本国については、この章の規定が適用される現行の所得に対する租税は、所得税、法人税及び住民税とする。

3　この章の規定は、1及び2に規定する租税のほか、日本国において課される相続税及び贈与税についても、適用する。

4　この章の規定は、2及び3に規定する租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、2及び3に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

5　両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。